#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253: 2019 に準拠

作成日: 2016/05/12 改訂日: 2023/04/21 バージョン: 1.5

SDS 番号: 00359-1277



## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : REMAFIX 111 COMP. B 製品コード : 525 1220, 525 1221, 525 1240

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : レベリング用フィラー

会社情報

製造業者輸入業者

TIP TOP Oberflaechenschutz Elbe GmbH REMA TIP TOP- Japan

6886 日本 452-0821 Nagoya 338, Kamiotai 2- Chome, Nishi-ku

ドイツ Wittenberg Heuweg 4 T +81 (0) 52 502 3500 - F +81 (0) 52 502 3620

T +49(0)3491/635-50 - F +49(0)3491/635-552 <u>www.tiptop-japan.co.jp</u>

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

## 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

 物理的危険性
 引火性液体
 区分に該当しない

 健康有害性
 皮膚腐食性/刺激性
 区分 1B

 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
 区分 1

 皮膚感作性
 区分 1

環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性(慢性) 区分3

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) : 危険

危険有害性 (GHS JP) : 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314)

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ. (H317) 長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策 : 適切な保護手袋、保護服、保護眼鏡、顔面の保護を着用すること。(P280)

環境への放出を避けること。 (P273)

応急措置 : 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を

水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用し

ていて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

(P305+P351+P338)

直ちにポイズンセンター、医師に連絡すること。 (P310)

# REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

コメント : 以下に言及される物質から生成され、危険でない添加剤を加えた混合物。

<i>to</i> <del>≥′;</del>	<b>油味 (0/)</b>	化学式	官報公示整理番号		040 TE H
名前	濃度 (%)		化審法番号	安衛法番号	─ CAS 番号
石英	≥ 25 - < 30	O2Si	(1)-548	既存化学物質	14808-60-7
ベンジルアルコール	< 15	-	(3)-1011	既存化学物質	100-51-6
4,4'-イソプロピリデンジフェノール、1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応性オリゴマー、3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミンの反応生成物	< 15	-	-	-	38294-64-3
キシリレンジアミン	< 5	C8H12N2	-	-	1477-55-0
サリチル酸	< 3	-	-	-	69-72-7
二酸化チタン	< 3	О2Ті	(5)-5225;(1)- 558	-	13463-67-7
脂肪酸、C18-不飽和、三量体、 トリエチレンテトラミンとの反応 生成物	< 2,5	-	-	-	162627-18-1
2-メトキシ-1-メチルエチルアセテ ート	< 2,5	C6H12O3	(2)-3144	既存化学物質	108-65-6
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール	< 2,5	C15H27N3O	(3)-714,(3)- 762,(3)-776	既存化学物質	90-72-2

コメント

: 注記 10:吸入による発がん性物質としての分類は、空気力学的直径≤10μmの形態または粒子に組み込まれた 1%以上の二酸化チタンを含む粉末の混合物のみに適用する。

# 4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般 : 汚染された衣服は直ちに脱ぎ去ること。

直ちに医師の診察を受ける。

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸停止した場合は人口呼吸を施す。 呼吸が困難な場合は酸素を吸引する。

身体異常のある場合には、すぐに医師の手当てを受けてください。

皮膚に付着した場合 : 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

直ちに医師の診察を受ける。

### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

眼に入った場合 : まぶたの内側も含め、多量の水で直ちに洗浄する。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を

続けること。

眼科医の診察を受ける。

飲み込んだ場合: 無理に吐かせてはいけない。

口をすすぐこと。水を大量に飲ませる。

意識不明状態の者には決して口から物を与えない。

直ちに医師の診察を受ける。

医師の診断なく、無理に吐かせない。

# 急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 火傷。

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。

症状/損傷 眼に入った場合 : 眼に重度の損傷を与える。

症状/損傷 飲み込んだ場合 : 火傷。

医師に対する特別な注意事項

処置: 対症的に治療すること。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤 : 多量のウォータージェット

火災危険性 : 不燃性。

爆発の危険 : 物質は爆発性ではない。

火災時の危険有害性分解生成物 : 窒素ガス類、

一酸化炭素、 二酸化炭素

消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。

消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。

自給式呼吸器。 完全防護服。

火災の予防策 : 水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。

その他の情報: 火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

# 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置 : 蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。

十分な換気を確保する。

使用する個人用保護具については第8項を参照する。

非緊急対応者

応急処置 : 漏出エリアを換気する。

皮膚、眼との接触を避ける。 蒸気を吸入しないこと。

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。

詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法 : 漏出した製品の流出を防ぎ封じ込める。

浄化方法 : 液体結合材で吸収(例:砂、珪藻土、酸性または万能結合剤)。

廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。

汚れた面は完全に洗浄すること。

その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

# 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : データなし

安全取扱注意事項 : 作業所の十分な換気を確保する。

容器を密閉しておくこと。 皮膚、眼との接触を避ける。 蒸気を吸入しないこと。 個人用保護具を着用する。

接触回避 : データなし

衛生対策 : 蒸気を吸入しない。

製品取扱い後には必ず手を洗う。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。。

皮膚、眼、あるいは衣服との接触を避ける。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

安全な保管条件 : 容器を密閉しておくこと。

換気の良い場所で保管すること。 涼しいところに置くこと。 施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 : データなし

混触禁止物質 : 酸化性物質。アミン類。酸。基盤。

混合保管に関する情報 : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。 包装材に関する特別な規則 : 亜鉛、アルミニウム、または銅の容器を使用しないでください。

# 8. ばく露防止及び保護措置

監視方法 : 特定のばく露サンプリング法はありません 生物学的モニタリング法 : 特定のばく露サンプリング法はありません

石英 (14808-60-7)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	結晶質シリカ

## REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

石英 (14808-60-7)		
許容濃度	0.03 mg/m³ (吸入性粉塵)	
特記事項 (JP)	発がん性分類 1	
規則参照	許容濃度等の勧告(2023 年度)産衛誌 65 巻	
ベンジルアルコール (100-51-6)		
日本 - ばく露限界値 (日本産業律	f生学会 <b>)</b>	
現地名	ベンジルアルコール # Benzyl alcohol	
許容濃度 上限	25 mg/m³	
特記事項 (JP)	感作性分類 皮膚 2	
規則参照	許容濃度等の勧告(2023 年度)産衛誌 65 巻	

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

呼吸用保護具 : 換気が十分でない場合は適切な呼吸用保護具を着用する。

機器	フィルタタイプ	条件	規格
ガス用フィルター付呼吸用保護具	タイプ A - 高沸点 (>65℃)の有機化合 物		EN 14387

手の保護具: この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ

基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨

を更に配慮すること、主な防護手袋に関しては、下記をご参照ください。

http://bestglove.com/site/chemrest/

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
耐化学薬品手袋	ニトリルゴム ニトリル/綿 ブチルゴム ネオプレーン	6 (> 480 分)	0,7		

眼の保護具 : きれいな水と洗眼ボトル (EN 15154)

タイプ	適用分野	特徴	規格
防護眼鏡 (EN 166)	液体が飛散する可能性が ある		EN 166
タイプ	規格		
長袖防護服	EN ISO 6530		

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

# 9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

外観 : ペースト状の

色: 白色臭い: 特異臭

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

рΗ : データなし 融点 : データなし 凝固点 : データなし 沸点 : データなし 引火点  $: > 100^{\circ} C$ 自然発火点 : データなし : データなし 分解温度 可燃性 : 非該当 蒸気圧 : データなし 相対密度 : データなし

密度 : 1.9 g/cm³ @ 20° C

相対ガス密度: データなし溶解度: 水: 不混和性Log Pow: データなし爆発限界 (vol %): データなし爆発限界下限 (LEL): 未確定粘性率: ペースト状の動粘性率: データなし

VOC 含有量 : 0 % VOC 指令 2004/42 / EC - 装飾塗料およびワニス

粒子特性 : データなし

# 10. 安定性及び反応性

反応性 : 通常の保管条件下では分解しない。

化学的安定性 : 通常の条件下では安定。 危険有害反応可能性 : 次のものと反応する:

酸。

酸化性物質。 アルカリ。 アミン類。

避けるべき条件 : 熱分解を回避するため、強く加熱しない。直射日光を避けて保管する。

混触危険物質 : 酸化剤。アミン類。酸と塩基。

危険有害な分解生成物 : 熱分解により次のものを生成する:危険有害な分解生成物は知られていない。炭

素酸化物(CO、CO2)。アンモニア。窒素ヒューム。

## 11. 有害性情報

急性毒性 (経口): データなし急性毒性 (経皮): データなし急性毒性 (吸入): データなし

2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)		
急性毒性 (経口)	ラットの LD50 として得られたデータ(>10000 mg/kg(雄)、>8532 mg/kg (雌)および>13700mg/kg b.w.(雄))(SIDS(access on June 2008))に 基づいて区分外とした。	
急性毒性 (経皮)	ウサギの LD50(> 5000 mg/kg)(SIDS, access on June 2008)に基づき区分外とした。	

# REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253: 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

A lift to the late of the late	
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	ラットの急性毒性値(ばく露 4 時間換算値)は LC0 > 31.01 mg/L(5737 ppm)(SIDS(access on June 2008)), LC0 > 9.342 mg/L(1728 ppm)(DFGOT 5(1993)), LD50 > 19.82 mg/L(3667 ppm)(SIDS(access on June 2008))であり、いずれも飽和蒸気圧濃度の 90%より低い。したがって、気体の基準値を適用したが、区分を特定できないので分類できない。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	データなし。
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg
LD50 経口	13700 mg/kg
<b>LD50</b> 経皮 ラット	> 2000 mg/kg
LD50 経皮 ウサギ	> 5000 mg/kg
LD50 経皮	5000 mg/kg
<b>LC50</b> 吸入 - ラット	35.7 mg/l/4h
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェ	. ノール (90-72-2)
急性毒性 (経口)	ラット LD50 値として 4 件のデータ [1916-2455、1378-1968、2400-2600、1000-1340 mg/kg bw] (いずれも OECD TG 401) (IUCLID (2000)) があり、2 件が区分 4、1 件が JIS 分類基準の区分外、1 件が区分 4 または JIS 分類基準の区分外に該当することから、より多くのデータが該当する区分 4 とした。
急性毒性 (経皮)	ラット LD50 値は約 1280 mg/kg bw(OECD TG 402)(IUCLID(2000))に 基づき、区分 4 とした。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	データなし。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	データなし。
LD50 経口	1000 mg/kg
LD50 経皮	1280 mg/kg

LD50	1200 Hig/kg
皮膚腐食性/刺激性 :	重篤な皮膚の薬傷
2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6	5)
皮膚腐食性/刺激性	ウサギを用いた試験において皮膚一次刺激指数 0.0 で刺激性なし (not irritating) の結果 (SIDS (access on June 2008) ) が得られ、また、軽度 (slight) 、あるいは刺激性あり (cutaneous irritation) との報告 (DFGOT (1993) 、PATTY (5th, 2001) ) もあるが、それ以上の具体的な記述がない。JIS の分類基準により区分外とした (国連 GHS 分類では区分 3 に相当)。
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール	(90-72-2)
皮膚腐食性/刺激性	ウサギを用いた試験において(OECD TG 404、GLP)腐食性あり(corrosive) との結果(IUCLID (2000)) に基づき区分 1 とした。なお、ウサギを用いた別 の試験でも腐食性あり(corrosive)との結果(IUCLID (2000))が得られてい る。

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 重篤な眼の損傷

#### 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

眼に対する重篤な損傷性/刺激性

ウサギ9匹を用いた試験で眼に適用後に認められた結膜発赤、結膜浮腫、虹彩 炎および角膜混濁の平均スコアはそれぞれ 0.8, 0.5, 0.1, 0.2 であったが、4 日後 には全て消失し、軽度の刺激性(slightly irritating)と評価され(SIDS (2000))、最終的に本物質は軽度~中等度の刺激性と評価された(slightly to moderately irritating)(SIDS (2003))結果に基づく。

#### 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

眼に対する重篤な損傷性/刺激性

皮膚刺激性について腐食性物質として区分 1 に分類していること、CLP/GHSでは H319(重篤な眼刺激性)に分類されている(EC-JRC(ESIS)(Access on Sep. 2010))こと、さらに List 3 の情報であるが、ウサギを用いたドレイス試験で刺激性は重度(severe)との記載(RTECS(2009))があること、以上の知見に基づき区分 1 とした。なお、ウサギを用いた試験で軽度の刺激性(slightly irritating)との報告(IUCLID(2000))もあるが詳細不明である。

呼吸器感作性 : データなし

#### 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

呼吸器感作性

データなし。

#### 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

呼吸器感作性

データなし。

皮膚感作性

: アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ.

#### 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

皮膚感作性

モルモットを用いた複数の試験(Magnusson-Kligman maximization test または method of Maguire)において、いずれも感作性なし"not sensitizing"の結果 (SIDS (access on June 2008) 、DFGOT vol. 5(1993))に基づき区分外とした。

#### 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

皮膚感作性

モルモットを用いた皮膚感作性試験(Buehler Test: OECD TG 406)で感作性なし(not sensitizing)との結果(IUCLID(2000))が報告されているが、List 2 の情報であり、かつ感作された動物の比率が不明のため「分類できない」とした。

生殖細胞変異原性 : データなし

## 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

生殖細胞変異原性

in vitro 変異原性試験(Ames 試験および染色体異常試験)で陰性結果(厚生省報告(access on June 2008))が得られているが、in vivo の試験データがなく分類できない。

#### 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

生殖細胞変異原性

データなし。

発がん性 : データなし

#### 石英 (14808-60-7)

IARC グループ

ヒトに対して発がん性がある

2023/04/21 (改訂日) JP - ja 8/17

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

石英 (14808-60-7)		
National Toxicology Program (NTP) Status	既知のヒトへの発がん性物質	
二酸化チタン (13463-67-7)		
IARC グループ	ヒトに対して発がん性が疑われる	
2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)		
発がん性	データなし。	
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)		
発がん性	データなし。	

#### 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

生殖毒性

生殖毒性

ラットを用いた反復経口投与毒性・生殖発生毒性併合試験において、親動物で雌雄とも高用量群で有意な体重増加抑制を認めたが、親動物の性機能、生殖能および児動物の発生に関する各指標に対照群と比べ有意な変化は認められなかった(厚生省報告(access on June 2008))。また、妊娠ラットの器官形成期に経口投与した試験では催奇形性を含め児の発生に及ぼす影響は観察されなかった(SIDS(access on June 2008))。以上の結果から、性機能および生殖能に対する悪影響、および催奇形性を含む児の発生に及ぼす悪影響のいずれも認められていないので区分外とした。

## 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

生殖毒性

データなし。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

: データなし

: データなし

#### 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ラットに経口投与により 500~10000 mg/kg の全用量で嗜眠が観察され(SIDS(access on June 2008))、ウサギに経皮投与した場合にも、主な症状として麻酔作用が記述されている(DFGOT vol. 5(1993))。また、2 週間の吸入ばく露試験ではあるが、急性的な変化としてマウスの鼻腔の嗅上皮の変性が 1.62 mg/L 以上の濃度で発生し、ばく露濃度の上昇とともに病変が重度かつ広範になり、一部の動物の内腔には炎症性分泌物が現れたとある(SIDS(access on June 2008))ことに基づき区分 3(麻酔作用、気道刺激性)とした。

## 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

データなし。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

: データなし

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

## 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

ラットを用いた反復経口投与毒性・生殖発生毒性併合試験において、1000 mg/kg/day で体重増加抑制と摂餌量の減少傾向を示したが、300 mg/kg/day 以下ではばく露の影響を認めず NOAEL は雌雄とも 300 mg/kg/day (90 日補正用量:約 150 mg/kg/day) であり重大な毒性影響は示されていない(厚生省報告(access on June 2008))。一方、2 週間の吸入ばく露試験では、5.39 mg/L(90 日補正用量:0.83 mg/L)以上で主にラット雄の腎臓の近位曲尿細管に好酸性顆粒の軽度増加が見られた。また、鼻腔の嗅上皮の変性がラットでは16.18 mg/L で認められたのみであったが、急性的な変化としてマウスでは1.62 mg/L(90 日補正用量:0.25 mg/L)以上の濃度で発生し、ばく露濃度の上昇とともに病変が重度かつ広範になり、一部の動物の内腔には炎症性分泌物が現れたとある(SIDS(access on June 2008))が、回復性ともうけとられるため毒性学的意義が不明である(単回暴露において気道刺激性として採用)。以上の結果から、ラット雄の腎臓所見は軽度であり、ラットおよびマウスで見られた鼻腔の組織学的変化は、特にマウスではガイダンス値範囲区分2に相当する濃度で発現しているものの詳細が不明であることから分類できないとした。

#### 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

ラットを用いた 14 日間経皮投与試験において、高用量の 1.0 mL/kg/day 群で痂皮形成と潰瘍による極めて重度の皮膚刺激性のため、4 日後に投与中止された。低用量の 0..1 mL/kg/day(90 日換算値:約 15 mg/kg/day)群では軽度の皮膚刺激性と体重低下のみで、一般状態に影響はなく、剖検においても皮膚の適用部位を除き対照群との差はみられなかった(IUCLID(2000))が、ガイダンス値範囲内の用量のため分類できない。また、他の投与経路についてもデータがなく「分類できない」とした。

誤えん有害性 : データなし

#### 2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)

誤えん有害性

データなし。

#### 2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)

誤えん有害性

データなし。

# 12. 環境影響情報

#### 生熊毒性

生態系 - 全般 : 長期継続的影響によって水生生物に有害。

水生環境有害性 短期(急性) : 水生生物に有害

水生環境有害性(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に有害

,	
2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-	6)
水生環境有害性 短期 (急性)	藻類(Pseudokirchn eriella subcapitata)での 72h-ErC50>1000mg/L、甲殻類(オオミジンコ)での 48h-EC50=370mg/L、魚類(メダカ)での 96h-LC50>100mg/L(3 試験とも環境省生態影響試験, 1997)であることから、区分外とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	難水溶性でなく(水溶解度>100g/L (EU-RAR, 2006))、急性分類が区分外であることから、区分外とした。

## REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)		
LC50 魚 1	> 100 mg/l	
EC50 - 他の水生生物 [1]	> 500 mg/l	
Log Pow	1.2	
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール (90-72-2)		
水生環境有害性 短期 (急性)	データ不足のため分類できない。	
水生環境有害性 長期(慢性)	データ不足のため分類できない。	

#### 残留性・分解性

REMAFIX 111 COMP. B	
残留性・分解性	難生分解性。

#### 生体蓄積性

REMAFIX 111 COMP. B		
生体蓄積性	データなし。	
2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)		
Log Pow	1.2	

#### 土壌中の移動性

REMAFIX 111 COMP. B		
土壌中の移動性	データなし	
生態系 - 土壤	データなし。	
2-メトキシ-1-メチルエチルアセテート (108-65-6)		
Log Pow	1.2	

### オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし

その他の有害な影響

その他の有害な影響 : 水質危害

その他の情報 : 地表水に流さない、製品が排水溝に侵入しないようにする。

# 13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。

空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。

洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。

廃棄方法 : 廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。

現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。

# REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

# 14. 輸送上の注意

#### 国際規制

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADRに準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)		
国連番号				
2735	2735	2735		
国連正式品名				
アミン類(液体) (腐食性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。) (4,4'-イソプロピリデンジフェノール、1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応性オリゴマー、3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミンの反応生成物)	AMINES, LIQUID, CORROSIVE, N.O.S. (4,4'-Isopropylidenediphenol, oligomeric reaction products with 1-chloro-2,3-epoxypropane, reaction products with 3-aminomethyl-3,5,5-trimethylcyclohexylamine)	Amines, liquid, corrosive, n.o.s. (4,4'- Isopropylidenediphenol, oligomeric reaction products with 1-chloro-2,3- epoxypropane, reaction products with 3- aminomethyl-3,5,5- trimethylcyclohexylamine)		
輸送危険物分類				
8	8	8		
8	B			
容器等級				
II	II	II		
環境有害性				
環境有害性:非該当	環境有害性: 非該当	環境有害性:非該当		

海洋汚染物質 : 非該当

# MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

## 国内規制

その他の情報 : 補足情報なし

# REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

# 15. 適用法令

国内法令

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

労働安全衛生法

: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1 号~第2号別表第9)

#### 適用条件:

- ・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。 1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの (施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)
- ・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が 0.1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。 1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの (施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

#### 【改正後令和7年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

#### 適用条件:

#### 1重量%

#### 【改正後令和8年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号~第3号、安衛則第30条別表第2)

#### 適用条件:

#### 1 重量%

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号~第2号別表第9)

ベンジルアルコール (政令番号:530の4) (10~20%)

メターキシリレンジアミン (政令番号:555) (5%未満)

結晶質シリカ (政令番号:165の2) (25~35%)

酸化チタン (IV) (政令番号:191) (5%未満)

#### 適用条件:

- ・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)
- ・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。 (施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

#### 【改正後令和7年4月1日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条の2別表第2)

2, 4, 6 - トリス (ジメチルアミノメチル) フェノール **(5**%未満**)** サリチル酸 **(5**%未満**)** 

#### 適用条件:

## 0. 1重量%

#### 1重量%

【改正後令和8年4月1日以降】

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号~第3号、安衛則第34条の2別表第2)

酢酸1-メトキシ-2-プロピル(5%未満)

#### 適用条件:

#### 1重量%

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

#### 適用条件:

第1種有機溶剤、第2種有機溶剤又は第3種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの。ただし、第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの及び第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものを除く。(有機則第1条第1項第5号)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第37 1号、令和4年12月26日基発1226第4号)

#### 適用条件:

・日本産業規格 Z 7 2 5 2 (GHSに基づく化学品の分類方法)の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

#### 適用条件:

・化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2) ・含有量が 1重量%未満のものを除く。 ・特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障 害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除 く。

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・ 5該当物質の一覧)

#### 適用条件:

・化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2) ・含有量が 1重量%未満のものを除く。 ・特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障 害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除 く。

: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

: 揮発性有機化合物 (法第2条第4項) (環境省から都道府県への通達)

適用条件:

#### 排気

:油性混合物(施行規則第2条の2)

#### 適用条件:

揮発油の濃度が75容量%未満のものに限る。

有害でない物質(施行令別表第1の2)

有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81)) 適用条件:

揮発油の濃度が75容量%未満のものに限る。

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

水質汚濁防止法大気汚染防止法

海洋汚染防止法

#### REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

外国為替及び外国貿易法

: 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 適用条件:

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 ハロゲン化されたものを除く 0.1 重量%以上含む物

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 0. 1 重量%以上含む物

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 ハロゲン化されたものを除く 別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの(別表第6備者)

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 1 重量%以上含む物 別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下 欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの(別表第6備考)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出貿易管理令別表第2 (輸出の承認)

#### 適用条件:

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 ハロゲン化されたものを除く 0.1 重量%以上含む物

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 0. 1 重量%以上含む物

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)】 ハロゲン化されたものを除く 別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの(別表第6備考)

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) 】 1 重量%以上含む物 別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの (別表第6備考)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

水道法 下水道法

労働基準法

: 特定有害廃棄物 (法第 2 条第 1 項第 1 号 7 、平成 3 0 年 6 月 1 8 日省令第 1 2 号)

### 適用条件:

ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物

0. 1 重量%以上含む物

ハロゲン化されたものを除く 別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても 当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まない もの(別表第6備考)

1重量%以上含む物 別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの(別表第6備考)

:有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

: 水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)

:がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

適用条件: さらされる業務

じん肺法: 法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

適用条件: 粉じん

2023/04/21 (改訂日) JP - ja 16/17

## REMAFIX 111 COMP. B

JIS Z 7253 : 2019 に準拠 SDS 番号: 00359-1277

# 16. その他の情報

免責条項 当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。